

物 件 調 査 書

物件番号 713

作成日 平成29年11月22日

所在地		山口県山口市芝崎町1844番7					
住居表示		山口県山口市芝崎町1番街区					
現況地目 及び面積等		宅地	5,482.49 m ²			工作物	一式
						立木竹	—
登記簿	地番	1844番7					
	地目	宅地					
	数量	5,482.49m ²					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		北側	舗装市道	幅員約	6.9～7.1 m	(法第42条第1項第1号道路)	
		西側	舗装市道	幅員約	4.3～5.5 m	(法第42条第1項第1号道路)	
		東側	未舗装市管理道路	幅員約	1.6～1.9 m	(法外道路)	
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第二種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	都市計画法第29条（開発行為の許可） 建築基準法第22条・第23条・第24条（屋根不燃区域等） 下水道法第9条（公共下水道供用開始区域） 景観法第16条（山口市景観計画区域） 土壤汚染対策法第4条（土地の形質変更時の届出） 山口県建築基準条例第7条（擁壁の設置） 山口市の生活環境の保全に関する条例第9条（開発行為の規制）						
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	都市ガス	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
交通機関		鉄道等	JR山口線 上山口駅の 北東方 約1.1km 徒歩14分				
		バス	防長交通（株） 江良停留所の 南方 約0.4km 徒歩5分				
公共施設		山口市役所		大殿小学校		大殿中学校	
参考事項		別紙を参照してください。					

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【売却物件の補足説明】

- ・売却物件には、工作物「囲障（金属造さく 長さ223.61m）、諸標（境界標 11個）」が含まれる。
- ・上記工作物のほか、本地内には境界標、石垣、木柵があり現状有姿（そのままの姿）で引き渡しをする。

【「法令に基づく制限（都市計画法・建築基準法）」欄の補足説明】

- ・本地において1,000平方メートル以上の開発行為を行う場合は、都市計画法第29条の規定により、許可が必要なため事前協議を要する。詳細は山口市都市政策部開発指導課（電話083-934-2847）へお問い合わせください。

【「法令に基づく制限（その他）」欄の補足説明】

- ・本地は、山口市景観計画区域内にあり、一定の規模を超える建築行為等については、届出を要する。詳細は山口市都市政策部都市計画課（電話083-934-2830）へお問い合わせください。
- ・本地において、3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条の規定により、県知事への届出が必要である。詳細は山口県山口健康福祉センター生活環境課（電話083-934-2536）へお問い合わせください。
- ・本地は、山口県建築基準条例第7条により、建築物を建築するにあたって擁壁を設けなければならない場合がある。詳細は山口市都市政策部開発指導課（電話083-934-2847）へお問い合わせください。
- ・本地において、建築物の建築または特定工作物建設以外の目的で、1,000平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合には、山口市の生活環境の保全に関する条例第9条により、届出が必要である。詳細は山口市都市政策部開発指導課（電話083-934-2847）へお問い合わせください。

【「供給処理施設の概要」欄の補足説明】

- ・公営水道は、西側及び北側接面道路に公設管（100mm）が敷設されているが、引込みはされていない。詳細は山口市上下水道局水道整備課（電話083-933-6669）へお問い合わせください。
- ・公共下水道は、西側及び北側接面道路に公設管（350mm・250mm）が敷設され、西側接面道路から排水管（150mm）が引込まれており、敷地内でキャップ止めされている。詳細は山口市上下水道局下水道普及課（電話083-933-6691）へお問い合わせください。
- ・都市ガスは、西側及び北側接面道路に本管（100mm）が敷設されているが、引込みはされていない。詳細は山口合同ガス（株）山口支店（083-922-7500）へお問い合わせください。

【越境物】

- ・本地北西側の石垣が隣接地へ越境している。
- ・北西側隣接地の擁壁が本地へ越境している。
- ・上記の越境物について、将来改築等を実施する際には、越境物所有者において撤去又は移動する旨の確認書を取り交わしている。

【電柱等】

- ・本地北側に、N T T西日本（株）所有の電柱1本、支線2条が設置されており、上空を電線が通過している。移設等については（株）N T Tフィールドテクノ中国支店山口営業所山口フィールドサービスセンタ（電話083-901-6030）へお問い合わせください。
- ・本地北側の上空をケーブルテレビの線が通過している。移設等については山口ケーブルビジョン（株）技術部（電話083-934-1234）へお問い合わせください。

【その他】

- ・本地において、土壌汚染調査及び土壌改良工事を実施している。詳細は山口財務事務所管財課の閲覧資料を確認してください。
- ・本地には盛り土があり、敷地内に起伏が存在する。
- ・本地は南側隣接地より約0.4m高い。
- ・本地は西側接面道路より約0～0.8m高く、北側接面道路より約0～2.3m低い。
- ・本地は東側接面道路より最大で約1.3m高く、最大で約2.3m低い。
- ・本地西側及び南側には、陸上自衛隊山口駐屯地の敷地がある。
- ・本地西側接面道路及び陸上自衛隊山口駐屯地南側道路は、時間帯により車両の一方通行（7時30分～8時30分）の規制がある。

案内図



明細図

